

福島県内市町村フォローアップ除染モニタリング調査等支援業務 特記仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、除染作業実施後の放射線量を把握し、フォローアップ除染を行うにあたって調査対象住宅の空間線量率等の測定（以下「モニタリング調査」という。）を行い、除染手法、範囲等の検討を実施するものである。

また、本業務の実施に当たっては「平成29年除染関連業務共通仕様書（第1版）」に基づき実施するほか、この特記仕様書によるものとする。

2. 業務の概要

福島県内の汚染状況重点調査地域の市町村が実施主体となり面的除染を実施した区域において、関係市町村から環境省が受けたフォローアップ除染の相談・依頼に基づき、モニタリング調査を行うとともに、その結果を環境省に報告する。

具体的には、現在、フォローアップ除染の相談を受けている福島市、いわき市、南相馬市、本宮市、二本松市、川内村他2市町村のうち住宅地等を調査対象とする。なお、調査対象における住宅地等の数、調査内容は以下のとおりであり、数量総括表に記載した数量に変更が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(1) フォローアップ除染検討対象数

- ア 住宅地等：600 軒
- イ 準備作業：600 区画

(2) モニタリング調査数及び各測定内容

ア 測定①：Nai シンレーション式サーベイメーター

- (ア) 測点数：3,000 測点（1 軒につき 5 測点程度）
- (イ) 生活空間の平均的な空間線量率生活空間を把握し、除染効果が維持されていることを施設（軒）単位で確認するため、1 軒につき 5 測点程度の空間線量率（高さ 1m）を測定する。除染を行った箇所と同様な場所で測定することが望ましい。

イ 測定②-1：Nai シンレーション式サーベイメーター

- (ア) 測点数：1,800 測点（1 軒につき 3 測点程度）
- (イ) 対象箇所の汚染の程度を確認するため、測定点①の測定に併せて、表面線量率（高さ 1cm）と、空間線量率（高さ 1m）を測定する。（ただしバックグラウンドの影響を受けることについて注意すること。）

ウ 測定②-2：Nai シンレーション式サーベイメーター

- (ア) 測点数：3,600 測点（1 軒につき 3 測点程度）

(イ) 周辺からの影響を確認するため、検討対象箇所周辺の山林の斜面や雑木林等があり、空間線量率への周辺からの影響が考えられる場合に調査、測定点から影響を与えている可能性のある対象物へ向かって「1m離れた箇所」「2m離れた箇所」の2箇所における空間線量率を測定する。

測定点から離れる毎に空間線量率の低減が見られれば、周辺からの影響は小さいと推測し、それ以外の傾向が見られた場合には、周辺からの影響があると推測する。

エ 測定②-3 : GM サーベイメーター

(ア) 測点数 : 1,800 測点 (1 軒につき 3 測点) 1 cmの汚染密度測定等(アクリル板有・無)

(イ) 適用可能な除染手法を確認する。アクリル板無とアクリル板有により対象箇所を測定し、汚染が対象物の表面に存在するか内部に存在するかを推定する。

オ 測定③ : Nai シンレーション式サーベイメーター

(ア) 測点数 : 1,200 測点 (1 軒につき 2 測点)

(イ) 、適用すべき除染方法、範囲を把握するため、汚染の広がりを調査するため、測定点②-1で測定した測定点において、フォローアップ除染の対象となる可能性のある箇所について、遮蔽管なしの測定で $3\mu\text{Sv/h}$ 以上の面積、 $2\mu\text{Sv/h}$ 以上の面積、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の面積を確認する。

カ 上記のモニタリング結果より、除染手法の、範囲等の検討を行い調査職員及び市町村への提出を行う。

(3) データ等の整理数

ア 測定①データ整理 : 3,000 測点

イ 測定②-1 データ整理 : 1,800 測点

ウ 測定②-2 データ整理 : 3,600 測点

エ 測定②-3 データ整理 : 1,800 測点

オ 測定③データ整理 : 1,200 測点 (1 軒につき 2 測点)

カ 報告書作成 : 600 件

3. 管理技術者の要件

(1) 以下のいずれかの資格を有する管理技術者を配置すること。

① 技術士(建設部門、環境部門(選択科目を「環境保全計画」、「環境測定」、「環境影響評価」のいずれかとした者に限る。)、農業部門(選択科目を「農業土木」とした者に限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とした者に限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とした者に限る。)、原子力・放射線部門(選択科目を「放射線防護」とした者に限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を上記のいずれかとした者に限る。))

② 1級土木施工管理技士

③ RCCM(技術士と同様の部門に限る。)

④ 第1種放射線取扱主任者

- (2) 管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

第2章 業務の内容

1. モニタリング調査対象住宅の選定

福島地方環境事務所市町村除染推進室のフォローアップ除染担当職員（以下「調査職員」という。）から別途提供するモニタリング調査対象住宅の3項目程度の選定基準に基づき、別途提供する関係市町村が実施した詳細事後モニタリング報告書を精査（同時精査は500軒程度と想定）し、選定基準に合致するフォローアップ除染のモニタリング調査対象住宅を選定して、調査職員に報告すること。

2. モニタリング調査の準備

モニタリング調査は、調査区域内の公有地・私有地に立ち入って行うこととする。ただし、私有地については、立ち入りに関する了解が得られている範囲で行うこととし、モニタリング調査を行う場合には、あらかじめ立ち入りに関する了解の状況を調査職員に確認したうえで行うものとする。また、モニタリングは測定誤差を少なくするため環境放射線測定器と同様の機材を使用するものを標準とする。

- (1) フォローアップ調査の実施時期や問い合わせ先等は、関係市町村と協議同意の上おこない、調査職員の了解を得たうえで、別途提供する住宅地等に係る権利を有する関係人（以下「関係人」という。）の名簿に基づき行うこと。

なお、別途提供する関係人名簿等は、関係市町村より入手後に提供する。

- (2) 調査区域の除染対象物ごとに、別途提供する詳細事後モニタリング結果及び各住宅の除染報告書と除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版 環境省。以下同様）、別添1-1「除染効果が維持されていない箇所におけるフォローアップ除染の合理性や実施可能性の判断手順」及び別添1-2「事後モニタリング地点設定の考え方」に従い、モニタリング調査を行う地点（測定点）を決定すること。
- (3) 測定点を地図上に図示し、作業実施計画として作成し、調査職員の了解を得ること。

3. モニタリング調査の実施

モニタリング調査は、適切な役割分担等により、同時に、3個の調査対象市町村又は地域が重複した場合でも、調査を行うものとする。

- (1) 測定①から測定③について、除染関係ガイドライン及び別添2「放射線量測定方法」に従い、測定を行い、その結果を記録すること。

その際、関係人から立会希望があった場合は、調査職員の了解を得て電話等の方法で、モニタリング調査の日時等について調整を行い、了解を得ること。

また、降雨や積雪など悪天候の際に測定を実施する場合は、事前に調査職員と協議を行うこと。

さらに、関係人の都合の変更等の不測の事態や雨等により予定が変更になる場合、速やかに調査職員、関係市町村、関係人等の関係者と連絡・調整をすること。

なお、関係人に対しては、交通費、立会謝金等は支払わない。

- (2) 測定ごとに別添3「提出情報一覧」に定める情報を取得し、表形式の電子ファイル（excel または csv ファイル）で保管すること。

また、市町村から提出される詳細事後モニタリング結果と同一箇所での測定結果が、従前の結果と著しく異なった場合には、その原因を調査し確認するとともに、調査職員に報告すること。

なお、調査職員から指示があった場合、速やかに調査職員の指示する関係者に測定結果を提出すること。

- (3) 測定点については、今後も同一の測定点で比較可能な方法によりモニタリングができるよう、その測定位置と使用した測定器の情報を図面、写真等で記録すること。
- (4) 線量の測定に当たっては、全測定点の状況及び測定数値の写真を撮影し、調査職員に提出すること。

4. 調査結果の報告

- (1) 調査職員が示す報告書の様式（測定点ごとの測定結果（excel ファイル）と、測定点を示した図面等）に従い、測定結果報告書を別途提供する関係人の名簿に基づき、関係人ごとに作成し、調査職員に報告すること。
- (2) 原則として調査職員に同行し、測定結果報告書を関係市町村に報告すること。
- (3) 関係市町村から測定結果報告書について質問等があった場合に対応するとともに、現場での対面による説明（以下「現地説明」という。）の希望があった場合（全関係人600人のうち30%を想定）は、電話等の方法で、現地説明の日時等について関係市町村、調査職員と調整を行い、調査職員に同行し、又は、調査職員の了解を得て現地説明を行うこと。なお、関係市町村及び関係人に対しては、交通費、立会謝金等は支払わない。
- (4) 現地説明は以下のとおり行うこと。
 - ① 関係人に対する説明は、2名以上の者を一組として行うこととし、測定結果報告書を基にモニタリング調査の内容・結果について説明を行うこと。
 - ② 関係人から屋内（当該関係人が建物の占有者である場合に限る。）の測定要望があった場合は、調査職員の了解を得ること。
- (5) 現地説明等を実施後、速やかに、測定結果報告書及び放射線量の測定記録とあわせ現地説明の内容を取りまとめ、現地説明報告書を作成し、調査職員に報告すること。

5. 関係市町村等からの質疑等への対応

本業務に係る事項（除染に係る一般的な情報から、調査内容、モニタリング調査への立会希望、個々の測定結果報告書の内容までを含む）について、関係市町村等からの電話等で寄せられる立

会希望や質問等に対して随時（朝8時から夜8時まで。）応対できる体制を構築すること。なお、対応の期間は平成29年11月16日から平成30年3月15日までとし、対応は2名を配置する。

質問等に対しては、別添1-1「除染効果が維持されていない箇所におけるフォローアップ除染の合理性や実施可能性の判断手順」に基づき、可能な範囲で回答するとともに、関係市町村等からの質問をとりまとめ、調査職員に報告すること。

6. 説明会等対応支援

請負者は、国または関係市町村が主催する住民説明会用資料作成支援、調査職員の指示があった場合の説明会への参加及び議事内容の記録を行う。また、調査職員から指示された場合にあっては、関係資料の印刷等を行う。なお説明会は必要に応じて行うことを想定している。

7. 打ち合わせ、協議

請負者は、調査職員及び原則として調査職員に同行し、関係市町村と下記の通り打ち合わせ、協議を行うものとする。

場所は、福島地方環境事務所、各支所及び関係市町村を想定し、中間打ち合わせの時期については調査職員の指示により、決定するものとする。

なお本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。ただし、全ての打合せに管理技術者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ、協議時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査職員による履行確認を行うものとする。

時 期	内 容	回数	技術者等
資料収集時 (対外協議)	関係市町村からの資料収集	1 4	技師(A)相当以上の能力を有する担当技術者及び技師(B)相当以上の能力を有する担当技術者を含む2名以上が出席すること。
業務着手時	業務着手時打合せ	1	管理技術者及び技師(A)（注）相当以上の能力を有する担当技術者を含む2名以上が出席すること。
中間打合せ	業務実施中の中間打合せ	2 3	技師(A)相当以上の能力を有する担当技術者及び技師(B)相当以上の能力を有する担当技術者を含む2名以上が出席すること。
成果品納入時	成果品納入時の成果品の内容に関する打合せ	1	管理技術者及び技師(A)相当以上の能力を有する担当技術者を含む2名以上が出席すること。

(注) 技術者の職種区分定義は、「平成 29 年度設計業務委託等技術者単価参考資料（国土交通省大臣官房技術調査課）」による。

第3章 その他

1. 業務履行期限

契約締結日から平成 30 年 3 月 26 日までの間に行うものとする。

2. 成果物

(1) 提出物

- ・報告書概要版 5部
- ・報告書及び別添資料 5部（A4）
- ・測定結果報告書一式 1部（関係人への現地説明報告書を含む）
- ・報告書、別添資料及び測定結果報告書一式の電子データを収納した電子媒体 5式
- ・報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添4によること。

(2) 提出場所

福島地方環境事務所

3. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

4. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において受注者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十

分と見なされる時又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 受注者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

- (6) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

5. その他

受注者は、本仕様書及び共通仕様書（以下「仕様書」という。）に疑義が生じたとき、仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。

除染効果が維持されていない箇所における フォローアップ除染の合理性や実施可能性の判断手順

(汚染状況重点調査地域)

除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、当該箇所における下記表の諸条件を調査し、フォローアップ除染の合理性や実施可能性を判断します。

※必要な場合には、現場の状況に応じて適宜調査項目を加除します。

※詳細事後モニタリングの範囲を超える調査内容については、環境省が主体となって実施します。

※フォローアップ除染の事前モニタリングの代わりに、詳細事後モニタリングの結果を用いることも可能です。

1) 測定① 生活空間の平均的な空間線量率の確認

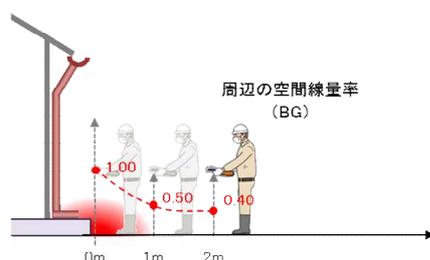
測定①	空間線量率	生活空間の平均的な空間線量率生活空間を把握し、除染効果が維持されていることを施設(軒)単位で確認するため、1軒につき5測点程度の空間線量率(高さ1m)を測定する。除染を行った箇所と同様な場所で測定することが望ましい。 ※小学校以下及び特別支援学校等については、50cmとしても構いません
------------	--------------	--

2) 測定②-1 汚染の程度の確認

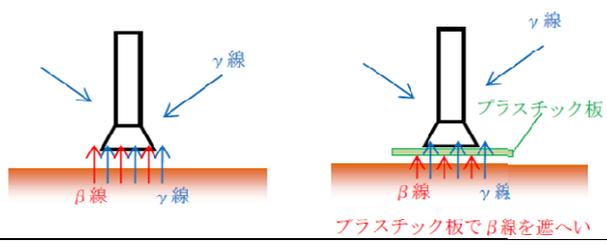
測定②-1	空間表面線量率	検討対象箇所の汚染の程度を把握するため、表面線量率(高さ1cm)と空間線量率(高さ1m)を測定します。
--------------	----------------	---

3) 測定②-2 周辺からの影響の確認

測定②-2	周辺からの影響	<p>検討対象箇所の周囲に山林の斜面や雑木林等があり、空間線量率への周辺からの影響が考えられる場合に調査します。</p> <p>測定点から影響を与えている可能性のある対象物へ向かって「1m離れた箇所」「2m離れた箇所」の2箇所における空間線量率を測定します。測定点から離れる毎に空間線量率の低減が見られれば、周辺からの影響は小さいと推測されます。一方、それ以外の傾向が見られた場合には、周辺からの影響があると推測されます。</p>
--------------	----------------	---



4) 測定②-3 適用可能な除染手法の確認（表面汚染密度）

測定②-3	表面汚染計数率	<p>対象箇所の適用可能な除染手法を確認するため、GM サーベイメータによる測定を行います。GM サーベイメータを用いてプラスチック板がある場合と無い場合の 2 パターンを測定することで、汚染が対象物の表面に存在するか内部に存在するかを推定することができ、適用すべき除染手法等の検討に利用します。</p>  <p>※プラスチック板でベータ線を遮へいして測定した値と、遮へいしない値の差が小さいほど、表面の汚染は少ないと判断される。</p>
	地形の状況	<p>適用すべき除染手法の検討のため、検討対象箇所の地形の状況を確認します。具体的には、「斜面に囲まれている」「雨樋下である」等の状況が該当します。</p>

5) 測定③ 汚染の広がり確認

測定③	汚染の広がり 汚染の程度 の確認	<p>測定点②-1 で測定した測定点において、フォローアップ除染の対象となる可能性のある箇所について、遮蔽管なしの測定で $3 \mu\text{Sv/h}$ 以上の面積、$2 \mu\text{Sv/h}$ 以上の面積、$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の面積を確認し、適用すべき除染方法、範囲を把握するため、汚染の広がりを調査します。</p> 
-----	------------------------	--

直前・事後モニタリング地点設定の考え方

- 本格除染工事後の事後モニタリングの本格化に当たり、測定点の継続性を考慮して、除染中における除染直前及び直後のモニタリングポイントを下表のとおり設定する。

① 土地の空間線量評価のための測定点および除染による線量低減の確認

- 事前調査測定点及び建物面を設定
- ガイドライン測定間隔を踏襲(1000m²で5点程度)
- ▶ 宅地、学校、公園については、敷地を網羅的に測定可能なよう配慮
- ▶ 各地目の林縁部については、森林からの影響を多大に受けることから測定。

主要変更点

- ・林縁部測定間隔を林内と同じ50m間隔とした。
- ・宅地等の敷地内測定点数を 敷地内全体で10点程度とした(事後モニタリング点数との整合)
- ・宅地内の高線量部位測定点数を建物1棟あたり5点程度(最大10点)とした。(通常は、建物の堅樋周辺の5点程度であるため)

② 高線量部位の測定点

- 雨樋出口、雨水樹、樹木の根元など、雨水排水が集まる場所等を測定箇所を設定(森林、草地では設定しない)

主な地目・施設	測定箇所		
		①	②
宅地・学校、公園(小)、大型施設等	○事前調査と同一箇所による測定及び敷地を網羅的に測定可能な点数を設定(宅地内の生活空間線量として、玄関前、庭中心部、敷地内の通路などから10点程度、1000㎡以上の敷地面積の場合は、500㎡につき1点程度測定点を追加する)[a] ※幼稚園、小学校は[b] ○建物1棟あたり5点程度(屋根、壁各面)[c] ※屋根、壁の面は事後モニタリング対象外	○林縁部は、50m毎に1点[a] ※幼稚園、小学校は[b] ○敷地境界線をおよそ30m程度ごとを目安に敷地境界線上の測定点を設定する。	○雨樋出口、雨水樹、樹木の根元など、雨水排水が集まる場所等を建物1棟あたり5点(最大10点)程度[a] ※大型施設の測定点数は公園に準ずる。 ※幼稚園、小学校の測定点は[b]
学校の校庭、公園(大)	○30m格子毎に1点[a] ※幼稚園、小学校は[b]	○林縁部で50m毎に1点[a] ※幼稚園、小学校は[b]	
道路等	○道路の路面中央1点、側溝片側1点、歩道片側1点を、延長方向30m毎に設定[a]	○林縁部で50m毎に1点。森林側に除染範囲がない場合、60m毎に1点[a](道路面測定点の2か所に1か所程度)	○路肩や舗装の継目など、約100m間に2~3か所程度[a]
農地等(農地、田畑、果樹園、牧草地)	○30m格子毎に1点[a] ○田畑1枚に測定点が無い場合、その田畑の中心1点、[a]	○林縁部で50m毎に1点[b]	○集水樹等の雨水排水が集まる場所を1000㎡に 1~2点程度[a]
森林	○林縁部から10m入った場所で、50m毎に1点[a]	-	-
草地等(草地・芝地、斜面・法面)	○30m格子毎に1点[a]	○林縁部で50m毎に1点[a]	-

測定方法	測定点	使用機器
	1m空間線量率	シンチレーションサーベイメータ
	1cm空間線量率	シンチレーションサーベイメータ
	1cm表面汚染密度	GMサーベイメータ

測定パターン [a]1m空間線量率、1cm空間線量率、1cm表面汚染密度
 [b]50cm空間線量率、1cm空間線量率、1cm表面汚染密度
 [c]1cm空間線量率、1cm表面汚染密度

放射線量測定方法

＜測定方法＞

- (1) 受注者は、使用環境や使用条件等を勘案し、放射線計測上十分な性能を有する測定機器を選定し、必要数量を確保すること。
- (2) 受注者は、あらかじめ、測定機器の校正を実施し、品名、製造番号、校正日、有効期限、機器誤差（同一地点を測定した場合の測定結果の違い）その他の結果を調査職員に提出するとともに、日常点検を行うこと。
- (3) 空間線量率を測定する場合には、JIS Z 4333及び以下に示す性能、要件等を満足する放射線サーベイメータを用いること。
 - ・測定線種：ガンマ線、エックス線
 - ・校正基準線源：Cs-137
 - ・表示単位： $\mu\text{Sv/h}$
 - ・相対基準誤差： $\pm 15\%$ 以内
 - ・エネルギー特性：エネルギー範囲60keV \sim 1.5MeV 感度0.85 \sim 1.15
 - ・方向特性： $\pm 25\%$ 以内（ $\pm 90^\circ$ の角度範囲）
 - ・応答時間又は時定数：明記されていること
 - ・使用温度範囲： $-10\sim 40^\circ\text{C}$ を含むこと
- (4) 表面汚染密度を測定する場合には、JIS Z 4329に規定される性能、要件等を満足する放射性表面汚染サーベイメータを用いること。
- (5) 放射性表面汚染サーベイメータを用いて測定した場合、測定した計数率（cpm）及びJIS Z 4504に規定される測定方法により換算した表面汚染密度（Bq/cm²）を記録すること。
- (6) 放射線量の測定は、原則として、乾燥した状態のものを測定すること。
- (7) 測定の具体的手順については、調査職員の指示に従うこと。
 - ・放射線測定時の時定数は10秒に固定すること
 - ・測定点において測定器のプローブ（検出部）を保持固定後、30秒後の数値を読み取り記録すること
 - ・プローブは地表面に平行にし、体からなるべく離れたうえで、除染前後の測定と同じ向きで測定すること
 - ・除染前後の測定の向きが記録されていない場合は、東向きで測定すること
 - ・指示値の中心を測定値とすること

電子成果品

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。（別図参照）

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」(別途指定する工事・業務番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号：000000000000 枚数/総枚数
工事名称：平成0年度 0000000000工事

平成0年0月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：環境省福島地方環境事務所
受注者：△△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名：○○○○
ウイルス定義：0000年0月0日版
チェック実施日：0000年0月0日
フォーマット形式：ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

現場説明書

1. 件名

福島県内市町村フォローアップ除染モニタリング調査等支援業務

2. 現場説明会

本件業務の内容は、平成29年除染関連業務共通仕様書（第1版）、除染等工事共通仕様書（第10版）、福島県内市町村フォローアップ除染モニタリング調査等支援業務特記仕様書、入札心得、現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 測定結果の報告

関係市町村、福島市、いわき市、本宮市、二本松市、川内村他2市町村の住宅地等に係る権利を有する関係人および関係市町村に対する測定結果の報告は、当初設計では600軒を想定している。関係人の数量、説明方法及び数量総括表に記載した数量に変更が生じた場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。

4. 特殊勤務手当について

本業務の実施場所は、汚染状況重点調査地域として指定された区域であり、特殊勤務手当を計上していない。

5. 適用単価・積算基準等

- ・ 労務単価は「平成29年度環境省除染等工事設計労務単価」を適用している。
- ・ 技術者単価は、「平成29年度国土交通省設計業務委託等技術者単価」を適用している。
- ・ 本業務の事後モニタリング（測定）に係る諸経費は、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」（第10版）により計上している。なお、事後モニタリング（業務）については、「平成29年度国土交通省設計業務等標準積算基準書－設計業務等積算基準書1－3業務委託料の積算」により別途諸経費を計上している。
- ・ 入札公告期間中の適用単価・積算基準改正を受けて、新単価、新基準を適用することとした場合は、公示している現場説明書の差替により、周知を図る。

6. その他

- 当初設計において、放射線防御に要する費用は、計上していない。
また、平成 29 年除染等関連業務共通仕様書（第 1 版）1-27 (3)、(4)、(8)、(10) は適用しないこととする。
受注者は、除染電離則に従い作業場所の平均空間線量率を評価すること。
評価の結果、除染電離則に基づく放射線管理等が必要となった場合は、協議すること。
- 本業務の実施場所は冬期積雪地である。現地の気象を十分考慮した工程により業務を行うこと。
- 本業務の積算上の基地は福島市（県庁所在地）とする。

平成 29 年 除染関連業務 共通仕様書（第 1 版）

第 1 章 総則

1-1 適用

- (1) 本除染関連業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、環境省が発注する除染関連業務の実施に関する共通的な仕様等を示し、契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番とし、これにより難しい場合は、調査職員と協議する。
 - ① 質問回答書
 - ② 現場説明書
 - ③ 特記仕様書
 - ④ 図面
 - ⑤ 共通仕様書
- (4) 受注者は、信義に従って誠実に業務を履行し、調査職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定める臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

1-2 用語の定義

- (1) 用語は、次の定義に定めるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)の定めるところによる。
- (2) 「除染関連業務」とは、同意取得支援業務、除染等工事監督支援業務、仮置場等管理業務その他放射性物質汚染対処特措法に基づき講じられる業務をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (6) 「共通仕様書」とは、業務を履行するうえで必要な技術的要求、業務内容を説明したものうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。

- (8) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。
- (9) 「現場説明書」とは、業務の入札に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件等を説明した書類をいう。
- (10) 「質問回答書」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書に関して、質問受付時に入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (11) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について、書面によって示すことをいう。
- (12) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得て書面に残すことをいう。
- (13) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (14) 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し書面で申し出た事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
- (15) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (16) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に関する書面又はその他の資料を提示して説明し、差し出すことをいう。
- (17) 「書面」とは、手書き又は印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (18) 「立会」とは、契約図書に示された項目において、調査職員が臨場し、その内容を確認することをいう。
- (19) 「書類等審査」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料等により、その内容について契約図書との整合を確認することをいう。
- (20) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために、発注者と受注者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (21) 「SI」とは、国際単位系をいう。
- (22) 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系への移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。
- (23) 「除染関連業務作業員」とは、除染関連業務に従事する作業員(東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(以下「除染電離則」という。)に定める除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者に該当する者をいい、受注者、下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる

者を含む。以下同じ。)をいう。

1-3 除染特別地域における作業

- (1) 除染特別地域(放射性物質汚染対処特措法第25条第1項に基づき定められた地域をいう。以下同じ。)においては、水道、電気、ガス等のインフラが利用不可能な場合もあることから、作業の実施に際しては、必要な設備の準備を行うこと。
- (2) 除染特別地域においては、救急車、消防車その他緊急車両等の立入りが制限されることもあるため、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。

1-4 管理技術者

- (1) 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、管理技術者を次の各号のいずれかの要件を満たす者から選任しなければならない。
 - イ 技術士(環境、建設又は総合技術監理部門(業務に該当する選択科目又は部門))
 - ロ RCCM(建設環境部門)
 - ハ その他の特記仕様書に定める者
- (4) 管理技術者に委任できる権限は、契約書に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとして、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- (5) 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

1-5 照査技術者及び照査の実施

- (1) 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、照査に関する事項を行うため、照査技術者を設置し、発注者に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、照査技術者を次の各号のいずれかの要件を満たす者から選任しなければならない。
 - イ 技術士(環境、建設又は総合技術監理部門(業務に該当する選択科目又は部門))
 - ロ RCCM(建設環境部門)
 - ハ その他の特記仕様書に定める者
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- (4) 照査技術者は、設計図書に定め又は調査職員の指示する業務の節目毎に、その成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

1-6 設計図書の支給及び点検

- (1) 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- (2) 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1-7 作業計画書

- (1) 受注者は、業務着手前に、業務を実施するために必要な手順等について記載した作業計画書(業務実施手順書を含む。)を作成し、調査職員に提出しなければならない。作業計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 業務概要
 - ② 実施方針(情報セキュリティに関する対策を含む)
 - ③ 業務工程
 - ④ 業務組織計画
 - ⑤ 打合せ計画
 - ⑥ 連絡体制(緊急時含む)
 - ⑦ 安全管理(放射線防護に関する事項、汚染拡大防止方法を含む。)
 - ⑧ その他
- (2) 受注者は、作業計画書を遵守し業務を実施しなければならない。
- (3) 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、当該内容に係る作業に着手する前に、変更に関する事項について、変更作業計画書を提出しなければならない。
- (4) 受注者は、調査職員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-8 業務実績情報の登録

受注者は、業務実績情報を業務実績情報サービス(テクリス)に登録しようとするときは、登録内容について、あらかじめ調査職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と

業務完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 受注時 契約締結後 10 日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)
- ② 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)
- ③ 業務完了時 業務完了後 10 日以内(ただし、土、日曜及び祝日等は除く。)

1-9 業務の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後 15 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において着手とは、業務実施のため調査職員との打ち合わせを行うことをいう。

1-10 業務の再委託

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- イ 受注者が、作業の実施につき総合的に企画、指導及び調整するものであること
- ロ 契約締結前には、再委託者が具体的に特定されていること。なお、作業実施中にやむを得ない事由で新たに再委託する場合又は下請負者を変更する場合等は、事前に調査職員に協議すること。
- ハ 下請負者が押印した見積書の金額が、受注者が作成する積算内訳書に正しく反映されていること
- ニ 下請負者が、「工事請負契約等に係る指名停止措置要領について」（平成 24 年 5 月 15 日環境会発第 120515002 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと
- ホ 下請負者は、当該再委託を行う業務の実行能力を有すること

(2) 受注者は、次の各号の書類を、下請負者から徴し、又は受注者が作成して、調査職員に提出しなければならない。

- イ 受注者が作成する積算内訳書及び下請負者が押印した見積書

1-11 (削除)

1-12 受注者相互の協力

受注者は、業務の実施に当たっては、除染等工事又は関連工事(復旧関連工事を含む。)、本業務と関連のある除染関連業務等の受注者等と相互に協力し、実施しなければならない。

1-13 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、調査職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注

者に通知するものとする。

1-14 条件変更等

- (1) 受注者は、作業の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに調査職員に連絡し、その確認を請求しなければならない。
 - ① 図面及び仕様書が一致しないこと
 - ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと
 - ④ 作業現場の形状、地質、湧水等の状態、作業実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な実施条件と実際の作業現場が一致しないこと
 - ⑤ 設計図書で明示されていない作業実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- (2) 調査職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- (3) 調査職員は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- (4) (3)の調査の結果において(1)の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - ① (1)①から③までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - ② (1)④又は⑤に該当し設計図書を変更する場合で作業目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - ③ (1)④又は⑤に該当し設計図書を変更する場合で作業目的物の変更を伴わないものは調査職員と受注者とが協議して発注者が行う。
- (5) 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、環境省は、必要があると認められるときは作業期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (6) 発注者は、前条の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、作業期間若しくは契約金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

1-15 業務の一時中止

- (1) 契約書の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって

通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による業務の中断については、臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- ① 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - ② 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - ③ 環境問題等の発生により業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - ④ 天災等により業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - ⑤ 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - ⑥ 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- (3) 前2項の場合において、受注者は屋外で行う業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない

1-16 履行期間の変更

- (1) 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- (2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- (3) 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (4) 発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-17 支給材料等

- (1) 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、業務完了時(完了前にあっても業務工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点。)には、支給品精算書を調査職員に提出しなければならない。

- (4) 受注者は、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を、その使用予定日の14日前までに調査職員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、不用となった支給材料又は貸与品の返還については、調査職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

1-18 作業員名簿・身分証明書等

- (1) 受注者は、除染関連業務作業員について作業員名簿を作成し、当該除染関連業務作業員が業務に従事する前に、当該作業員名簿に職種、氏名、年齢等を登録しなければならない。
- (2) 受注者は、除染関連業務作業員が業務に従事しなくなった時は、速やかに、当該除染関連業務作業員に係る登録を解除しなければならない。
- (3) 受注者は、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員の登録時には、除染関連業務作業員に対して放射線管理手帳の所持の有無を確認しなければならない。除染関連業務作業員が放射線管理手帳を所持していた場合は、放射線管理手帳番号を作業員名簿に記録することとし、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員が放射線管理手帳を所持していなかった場合は、当該除染関連業務作業員に対し、登録の解除時まで、可能な限り、放射線管理手帳を取得させなければならない。
- (4) 受注者は、除染関連業務作業員について、身分証明書交付願を調査職員に提出し、身分証明書の交付を受けなければならない。
- (5) 受注者は、除染関連業務作業員に対し、その業務中は、前項の身分証明書を常に携帯させるようしなければならない。
- (6) 受注者は、業務完了時から10日以内に、全ての身分証明書を調査職員に返却しなければならない。
- (7) 受注者は、身分証明書の紛失、盗難等があった場合は、速やかに調査職員に届け出ること。
- (8) 受注者は、除染関連業務作業員について、腕の見やすい所に腕章を着用させなければならない。なお腕章の仕様については調査職員と協議の上決定するものとする。

1-19 手当等の支給

- (1) 受注者は、除染特別地域内において作業する除染関連業務作業員に対し、労賃に加え、特殊勤務手当として、東日本大震災に対処するための人事院規則9—30(特殊勤務手当)の特例(平成23年人事院規則9—129)に定める手当額(1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額)を支給しなければならない。ただし、本業務と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、除染関連業務作業員に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面)に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知等必要な措

置を講じなければならない。

- (3) 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、調査職員が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、業務終了後速やかに、調査職員に提示しなければならない。

1-20 土地、建物等への立入り

受注者は、土地、建物等に立ち入ることの了解を当該土地、建物等の権利者から得られていない土地、建物等には、立ち入ってはいけない。

1-21 調査職員による確認

調査職員は、業務が作業計画書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ作業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

1-22 検査

- (1) 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。
この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を書類、記録及び写真等により行うものとする。
 - ① 業務の成果品の検査
 - ② 業務の管理状況の検査

1-23 施工管理

- (1) 受注者は、作業計画が確実に実施できる執行体制を整備しなければならない。
- (2) 受注者は、環境省福島地方環境事務所(業務に係する支所を含む。以下同じ。)と綿密な連携を取りつつ業務を遂行する必要があることから、通常の勤務時間内においては、常に、環境省福島地方環境事務所に出頭できる体制を整えなければならない。

1-24 履行報告

受注者は、業務の履行状況を調査職員に提出しなければならない。

1-25 作業員の管理

- (1) 受注者は、除染関連業務作業員の雇用条件、賃金及び手当の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

- (2) 受注者は、除染関連業務作業員に対し、適時、安全対策、放射線防護対策、衛生管理及び避難指示区域の特性を踏まえた対応(単独行動の禁止、防犯体制、事故・事件・渋滞への対応等)の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理しなければならない。

1-26 業務中の安全確保

- (1) 受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に業務の安全に留意して、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに調査職員に報告しなければならない。
- (3) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び調査職員に連絡しなければならない。

1-27 電離放射線に対する安全対策

- (1) 受注者は、除染電離則及び除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン及び特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(以下2つを合わせて「除染電離則ガイドライン」という。)に従って、必要十分な保護衣、保護具等を使用することとし、過度な保護衣、保護具等の使用により廃棄物の発生量の増大を招かないようにすること。
- (2) 受注者は、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員の電離放射線に対する安全対策について、除染電離則及び除染電離則ガイドラインに基づき、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員が受ける外部被ばくによる線量について、除染電離則に定められた方法により、測定及びその結果の確認、記録等を行わなければならない。ただし、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員が、1日における外部被ばくによる線量が1cm線量当量率について1mSvを下回る現場でのみ作業を行う場合は、作業班の作業を指揮する者は、代表して、除染電離則第25条の4第1項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
- (4) 受注者は、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員が受ける内部被ばくによる線量について、当該除染関連業務作業員の作業員名簿への登録時並びに解除時に測定又は検査及びその結果の確認、記録等を行わなければならない。なお、当該検査により得られた記録の預託実効線量が1mSv未満の場合は、定量下限値以下である旨を記録すること。
- (5) 受注者は、前項の線量測定を行う場合には、発注者が指定するホールボディカウンタを、無償で利用することができる。その場合には、調査職員等に対し、利用する除染関連業務作業員の

氏名等必要な情報を、十分な時間的猶予をもって通知しなければならない。なお、ホールボディカウンタが設置されている場所(福島県内)までの交通費等は受注者の負担とする。

- (6) 受注者は、受注者が行う他の除染関連業務(居住制限区域又は避難指示解除準備区域におけるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に現に従事している除染関連業務作業員が本業務に従事する場合又は本業務に現に従事している除染関連業務作業員が受注者が行う他の除染関連業務に従事する場合であって、あらかじめ調査職員に届出を行った場合には、当該除染関連業務作業員について、第4項に定める作業員名簿の登録時又は解除時(当該登録又は解除時が前回の測定から1年を越えない場合に限る。)の内部被ばくによる線量について、測定又は検査及びその結果の確認、記録等を行わなくてもよい。
- (7) 前項の場合において、受注者は、両方の除染関連業務の作業員名簿を一体的に管理しなければならない。
- (8) 受注者は、除染特別地域で作業する除染関連業務作業員が線量計を紛失した場合その他外部被ばくによる線量の記録ができなかった場合には、当該除染関連業務作業員が属する作業班の作業を指揮する者の線量の測定結果を参考値として記録するとともに、速やかに、次回記録時以降に記録が可能となるよう線量計の調達等必要な措置を行うこと。
- (9) 受注者は、除染電離則に基づき除染特別地域で作業する除染関連業務作業員の線量を算定した場合において、男性の除染関連業務作業員又は妊娠する可能性がないと診断された女性の除染関連業務作業員の実効線量が1年間につき20mSvを超えた場合には、その原因及び今後の見通しについて、調査職員に報告すること。
- (10) 受注者は、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン第82(3)の規程に基づく「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について、①放射線管理手帳の統一的運用、②線量の登録、経歴照会等の実施、③線量記録及び検診結果の引き渡しの全てに参加すること。

1-28 後片付け

受注者は、業務の全部又は一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び業務に係る部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、検査に必要な足場、はしご等は、調査職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-29 事故報告書

受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに調査職員に通報するとともに、調査職員が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出しなければならない。

1-30 環境対策

- (1) 受注者は、業務に伴う騒音振動等の対策について、関係法令並びに仕様書の規定を遵守の

上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- (2) 受注者は環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに調査職員に報告し、調査職員の指示があればそれに従わなければならない。

1-31 周辺住民との調整

- (1) 受注者は、作業の実施に当たり、周辺住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受注者は、地元関係者等から作業の実施に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (3) 受注者は、作業の実施上必要な地方公共団体、周辺住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、受注者は、交渉に先立ち調査職員に報告するとともに、誠意をもって対応しなければならない。
- (4) 受注者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により記録にしておくとともに、状況を随時調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-32 文化財の保護

受注者は、業務の履行にあたって、文化財の保護に十分注意しなければならない。

1-33 諸法令の遵守

- (1) 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であること又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに調査職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1-34 官公庁等への手続

- (1) 受注者は、作業期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、作業の実施に当たり受注者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書のためにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、調査職員等の指示を受けなければならない。
- (3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に調査職員等に報告しなければならない。

1-35 施工時期及び施工時間の変更

- (1) 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議をするものとする。
- (2) 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

1-36 不可抗力による損害

- (1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「天災その他の不可抗力による損害通知書」により調査職員に報告するものとする。
- (2) 契約書に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - ① 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。
 - (ア) 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上
 - (イ) 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上
 - ② 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合
 - ③ 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
- (3) 契約書に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-37 特許権等

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により調査職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

1-38 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

1-39 臨機の措置等

- (1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。
- (2) 調査職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、業務の品質の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-40 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、発注者が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1-41 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の結果(本業務の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を施工計画書に記載される者以外には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- (6) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報について、本業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-42 個人情報の取り扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (2) 受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- (4) 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- (5) 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するために調査職員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (6) 受注者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとする。
- (7) 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 受注者は、本契約による事務を処理するために調査職員から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約の終了後又は解除後速やかに調査職員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員が廃棄又は消去などの別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- (9) 調査職員は、受注者における個人情報の管理の状況について適宜確認することができる。また、調査職員は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
- (10) 受注者は、本契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- (11) 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-43 情報セキュリティの確保

- (1) 受注者は、業務の開始時に、当該業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について発注者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受注者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保すること。また、受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注

者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受注者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

1-44 環境への配慮

受注者は、環境省「環境配慮の方針」及び「環境マネジメントシステム」の方針に基づき、環境影響の低減を図るため、環境に配慮した作業計画を計画書に記載し、これを実施すること。

(参考) 環境省「環境配慮の方針」

http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/hairyō/index.html

(参考) 環境マネジメントシステム

<http://www.env.go.jp/info/manage/index.html>

数量総括表

順番	作業内容	環境省歩掛H29.4	数量	単位	作業内容	備考
	① 資料収集引き渡し	-	14	回	対外協議 市町村からの資料収集、打合せ等	各市町村 7市町村×2回
代1	②-1 測定① 測定点設置	20.1.2.2① P.275	3,000	測点	測定点設置	600軒×5箇所
代3	-2 測定①	20.1.3.1② P.280	3,000	測点	仮置場測定準用	測定1m 600軒×5箇所
代8	-3 測定① データ整理	20.1.3.1③ P.280	3,000	測点	仮置場測定準用(1箇所-1測点)	600軒×5箇所
代1	③-1 測定②-1 測定点設置	20.1.2.2④ P.275	1,800	測点	測定点設置	600軒×3箇所
代2	-2 測定②-1	20.1.2.2④ P.276修	1,800	測点	措置時の放射線量測定 (1箇所-2測定)	1cm、1m 600軒×3
代4	-3 測定②-1 データ整理	20.1.2.2⑤ P.277	1,800	測点	1箇所2測定のデータ整理	
代1	④-1 測定②-2 測定点設置	20.1.2.2① P.275	3,600	測点	測定点設置	測定1m 2回 (1m離れ、2m離れ)
代7	-2 測定②-2	20.1.3.1② P.280	3,600	測点	仮置場測定準用 (1箇所1測定*2箇所)	測定1m 2回 (1m離れ、2m離れ)
代8	-3 測定②-2 データ整理	20.1.3.1③ P.280	3,600	測点	仮置場測定準用	
代1	⑤-1 測定②-3 測定点設置	20.1.2.2④ P.275	1,800	測点	測定点設置	
代3	-2 測定②-3	20.1.2.2④ P.276修	1,800	測点	措置時の放射線量測定 (1箇所-2測定)	1cm、1cm(アクリル有)
代4	-3 測定②-3 データ整理	20.1.2.2⑤ P.277	1,800	測点	1箇所2測定のデータ整理	
代5	⑥-1 測定③	20.1.2.5① P.279	1,200	測点	局所的に線量の高い箇所の調査	600軒×2箇所
代6	-2 測定③ データ整理	20.1.2.5② P.279	1,200	測点		
	⑦ 打合せ協議	-	23	回	打合せ協議	各市町村7×3回+2回(福島市)
	安全費 防塵具		3,000	人	600軒×5人	
		計	11,400	測点	19測点/関係人	
	⑧ 住民連絡、住民立会(現地)	21.1.1.1① P.287	180	関係人	600関係人のうち30%を見込む	
	⑨ 住民連絡、住民立会	21.1.1.1① P.287	600	関係人		
	⑩ 報告書作成	21.1.1.1④ P.288	600	関係人		
					11月 12月 1月 2月 3月	
	質疑応答への対応	5ヶ月=114人×1.5	171	人	15人+28人+28人+28人+15人	
	ライトバン(1500cc)		5	ヶ月	7市町村×5ヶ月	

	FU要望数	見込み係数	数量
1 1 福島市	7,000	0.070	490
1 2 いわき市	86	0.120	10
1 3 本宮市	430	0.047	20
1 4 二本松市	825	0.049	40
1 5 川内村	17	0.353	6
2 6 その他 2市町村	-	-	34
7 計	8,358		600
			600

業務費総括表

第1号

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
直接費計				-		
共通仮設費（積上げ）	式	1				業務費内訳書第1号
放射線量測定		1				
共通仮設費（率）	式	1				
事後モニタリング（測定）						
現場管理費対象費						
現場管理費（率）	式	1				
一般管理費対象費						
一般管理費（率）	式	1				
業務価格（事後モニタリング（測定））	式	1				
事後モニタリング（業務）	式	1				業務費総括表第2号
業務価格（測定及び業務）						
消費税相当額	%	8%				
業務委託料						

業務費総括表

○環境省 積算基準

第2号

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
事後モニタリング（業務）	式	1			費目行	
フォローアップモニタリング	式	1			工種行	業務費内訳書第2号
フォローアップモニタリング （直接人件費）	式	1				業務費内訳書第2号
電子成果品作成費	式	1				
直接原価						
その他原価	式	1				
間接原価						
業務原価						
一般管理費等	式	1				
事後モニタリング（業務）						

業務費内訳書

○環境省 積算基準

第1号

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
20. 放射線測定(共通仮設費積上げ計上)	式	1			費目行	
20.1 除染等の措置後の放射線量測定	式	1			工種行	
20.1.2 除染等の措置後の放射線量測定 フォローアップモニタリング	式	1			種別行	
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定① 測定点設置	測点	3,000				代価表1
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-1 測定点設置	測点	1,800				代価表1
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-2 測定点設置	測点	3,600				代価表1
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-3 測定点設置	測点	1,800				代価表1
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-1	測点	1,800				代価表2
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-3	測点	1,800				代価表3
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-1 データ整理作業	測点	1,800				代価表4
20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2) 測定②-3 データ整理作業	測点	1,800				代価表4
20.1.2.5 局所的に線量の高い箇所の調査(共通仕様書4-1-2-5) 測定③	画地	1,200				代価表5
20.1.2.5 局所的に線量の高い箇所の調査(共通仕様書4-1-2-5) 測定③ データ整理作業	画地	1,200				代価表6
20.1.3.1-② 事前測定(共通仕様書4-1-3-1) 測定①	測点	3,000				代価表7
20.1.3.1-② 事前測定(共通仕様書4-1-3-1) 測定②-2	測点	3,600				代価表7
20.1.3.1-③ 事前測定(共通仕様書4-1-3-1) 測定① データ整理作業	測点	3,000				代価表8
20.1.3.1-③ 事前測定(共通仕様書4-1-3-1) 測定②-2 データ整理作業	測点	3,600				代価表8

業務費内訳書

○環境省 積算基準

第2号

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
フォローアップモニタリング	式	1			費目行	
フォローアップモニタリング	式	1			工種行	
フォローアップモニタリング	式	1			工種行	
フォローアップモニタリング	式	1			種別行	
放射線モニタリング調査	式	1				代価表10
測定結果報告	式	1				代価表13
関係人からの質疑等への対応	式	1				代価表17
対外協議	回	14				代価表21
打合せ協議	式	1				代価表22
直接人件費計						
旅費交通費	式	1				代価表23

20.1.2.2 事前測定(共通仕様書4-1-2-2)

代価表

④放射線の事前測定外業人件費 (Nai)

(第2号)

100 測点

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
●労務費						
土木一般世話役	人	0.50				
特殊作業員	人	3.30				
●機械経費						
NaIシンチレーション式サーベイ	運転日	3.40				
計						
1測点当たり				-		

20.1.2.5 局所的に線量の高い箇所調査

①局所的に線量の高い箇所の調査

代価表

(第5号)

7 区画

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
●労務費						
土木一般世話役	人	1.01				
特殊作業員	人	2.57				
●機械経費						
NaIシンチレーション式サーベイメータ	運転日	2.57				
計						
1区画当たり						

20.1.2.5 局所的に線量の高い箇所調査

②局所的に線量の高い箇所の調査データ整理作業

代価表

(第6号)

17 区画

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額		
●労務費						
土木一般世話役 内業	人	0.20				
特殊作業員 内業	人	1.00				
●機械経費						
パソコン	運転日	1.00				
計						
1区画当たり					-	
					-	

20.1.3.1 事前測定点(共通仕様書4-1-3-1)

③放射線の事前測定データ整理作業

代価表

(第8号)

200 測点

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
●労務費						
土木一般世話役 内業	人	0.05				
特殊作業員 内業	人	0.30				
●機械経費						
パソコン	運転日	0.50				
計						
1測点当たり						

代価表

打合せ協議

(第22号)

1 式

費目・工種・種別・細別・規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
● 労務費						
主任技師	人	2.00				
技師 (A)	人	25.00				
技師 (B)	人	23.00				
計						
事前	人	主任技師 1.00	技師 (A) 1.00	技師 (B)		
中間	人		23.00	23.00		1.0人× 23
完了	人	1.00	1.00			回
計	人	2.00	25.00	23.00		

